



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3345号 2016.11.15 発行

近江学園 障害者こそ「世の光」…創立70年 滋賀 毎日新聞 2016年11月14日



記念ロゴ入りのTシャツを着る近江学園の子供らと植田園長(右から2人目)＝滋賀県立近江学園で、村瀬優子撮影

「知的障害者福祉の父」創設

「日本の知的障害者福祉の父」と呼ばれる糸賀一雄氏(1914～68年)が創設した知的障害児入所施設「滋賀県立近江学園」(同県湖南市)が15日、創立70周年を迎える。知的障害者への理解と尊重を呼びかける記念ロゴ入りのTシャツも製作した。今年7月には、相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で入所者19人が殺害される事件が発生。近江学園では「一人一人が輝ける存在で豊かな個性がある。『この子らを世の光に』と唱えた糸賀先生の思いを今こそ伝えたい」と願っている。

理解と尊重、記念Tシャツで訴え

近江学園は戦後間もない1946年、県職員だった糸賀氏が知的障害児や戦災孤児らの境遇に心を痛み、大津市に創設。障害児らが共に生活し教育や療養を受ける場として全国に先駆けた取り組みを進めた。48年に県立施設となり、71年に湖南市に移転。17歳までの男女が対象で現在約70人が入所し、職業訓練や創作活動にも励む。

「この子らに世の光を」とあわれみを求めるのではなく、「この子らを世の光に」と唱えた糸賀氏の理念を実践してきた。70周年を記念するロゴは「光の三原色」の赤、緑、青を使い、子供たちが手をつなぐイメージを表現した。植田重一郎園長(59)は「糸賀先生は子供たちの命の尊厳や自己実現への思いを『光』で表した。光の三原色は混ぜると真っ白になる。子供たちの無限の色、あらゆる個性を大切にしたいという願いを込めた」と話す。

70周年記念事業では入所者に配布する「こどもの権利ノート」も作成。「あなたはこの世にひとりしかいない、とても大切な存在です。大きな夢や希望を持って成長していけるように、応援していきます」とつぶった。記念ロゴを印刷したTシャツは保護者会が1枚2000円で販売。近江学園(0748・77・2811)。【村瀬優子】

受刑者の採用支えます 法務省がコレワークを東西に新設

福祉新聞 2016年11月14日 編集部

法務省は1日、刑務所や少年院といった矯正施設出所者を採用する事業主のサポート拠点「コレワーク」(正式名称=矯正就労支援情報センター)をさいたま市、大阪市にそれぞれ開設した。受刑者らの職歴や資格などを一括管理し、採用を検討している事業主の相談

に応じる。人手不足の深刻な介護業界にも有効だとみている。



コレワーク東日本の事務所内

事業主がハローワークを通じて特定の矯正施設に求人票を登録する仕組みは現在もあるが、どの施設にどんな人がいるか、事業主は分からない。その施設の行う職業訓練の内容を参考に求人票を出しても、年齢や勤務地など条件に合う人がいない場合もある。

これに対し、コレワークは事業主の希望に合う受刑者らのいる施設を紹介する点が強みだ。

出所後に施設所在地と異なる地域で働きたいと考える人がいても、全国の受刑者情報を一括管理するため、事業主に適切な施設を紹介できる。

ただし、コレワークが求職者を事業主に直接紹介することは現行法上できないため、事業主はコレワークからの情報をもとにハローワークに求人票を出して採用活動に当たる。

法務省によると、2015年度に矯正施設に入っている間に就職先が内定した人は356人。コレワークの支援により、この人数を増やしていきたい考えだ。無職者の再犯率は有職者の3倍に上ることも統計上分かっている。

矯正施設内で介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級研修）を修了した人は15年度は307人。社会福祉協議会などを通じて介護事業者にもコレワークを説明している担当者は「興味を持つ介護事業者が増えてきた」と手応えを感じている。

コレワークは法律に基づく事業ではなく、法務省の予算事業で、16年度の予算は7000万円弱。職員はさいたま市、大阪市の拠点にそれぞれ3人ずつ配置する。事業主からの要望に応じて採用手続きを支援したり、職業訓練の見学会を案内したりする。

コレワークの「コレ」は「Correction(矯正)」「Core(中核)」「Collection(収集)」にちなんだもので、公募により選定された。

連絡先は次の通り。

◇コレワーク東日本(さいたま市)

☎048・601・1608

◇コレワーク西日本(大阪市) ☎

06・6941・5780

受け付け時間は平日午前10時～午後5時。メールでの相談も受け付ける。

発足式であいさつする青山純・東京矯正管区長



一部損壊 義援金10万円 熊本県方針 補修費100万円以上

西日本新聞 2016年11月14日

熊本県が、熊本地震で住宅が「一部損壊」の判定を受けた世帯に対し、100万円以上の補修費がかかった場合、義援金として一律10万円を配分する案を固めたことが14日分かった。月内にも配分委員会で決定し、年度内の支給開始を目指す。

住宅被害は全壊、大規模半壊・半壊、一部損壊に分類され、半壊以上は修理費の補助制度などが適用される。寄付や募金を分配する義援金についても、熊本地震では全壊で80万円、半壊で40万円を支給しているが、一部損壊は対象外となっている。

だが、10月中旬に開いた県と市町村の会議で、一部損壊世帯にも、一定の制限を設けた上で義援金を配分することで合意していた。県によると、県内の一部損壊は約13万5千棟に上る。

一部損壊世帯への義援金は、2004年の新潟県中越地震で、対象の約11万3千世帯に1世帯当たり約10万円分を配分（実際の支給額は市町村ごとに異なる）。大分県は熊本地震で9283世帯を対象に、1世帯当たり9万1500円を支給している。阪神大震災や東日本大震災では支給対象になっていない。

熊本県には14日現在、総額467億円の寄付や募金が集まり、331億円は支給実務を行う市町村に配分済み。残額の一部を、今回の義援金に充てる。

障害者が育てた野菜や料理販売 岡山駅前で19、20日マルシェ

山陽新聞 2016年11月14日

岡山県は19、20の両日、障害者が育てた野菜や農産加工品、料理などを販売する「農福野外マルシェ」をJR岡山駅東口広場で初めて開催する。障害の有無を超えてつながりを深めるため、県が本年度始めた「スマイルーシブ」プロジェクトの一環で、障害者が農業に取り組む農福連携を後押しする。



カポナーターバーガー

フリッタータ

2日間とも午前10時～午後5時。県内外の福祉事業所や特別支援学校など23団体が出店し、新米や、白菜、大

根をはじめとする季節の野菜、クッキー、煎餅、焼き芋といった食品を販売する。20日は障害者が栽培した青ネギ、プチトマトを使った煮込み野菜をパンに挟んだ「カポナーターバーガー」と、「フリッタータ（イタリア風オムレツ）」の2種類の料理を提供する。



ボランティア活動に取り組む矢掛高、後楽館高の生徒と来場者によるトークセッション（19日）、岡山市北区表町の就労継続支援A型事業所「ありがとうファーム」の就労者でつくる音楽グループ「ザ・グリーンハーツ」のライブ（20日）なども予定している。

スマイルーシブは「スマイル」と「インクルーシブ」（障害のある人もない人も一緒に）を組み合わせた造語。県は「障害のある人の中には熱心に農業に取り組んでいる人が多い。手掛けた野菜などの購入を通し理解を深めてもらいたい」と来場を呼び掛けている。

雨天決行。問い合わせは県障害福祉課（086-226-7343、平日のみ）。

駐禁除外標章を6回も再交付…知人に渡した疑い 聴覚障害者の50代男を大阪府警が書類送検

産経新聞 2016年11月14日

身体障害者用の「駐車禁止除外指定車標章」を知人に渡して不正に使わせたとして、大阪府警曾根崎署は14日、偽計業務妨害幫助（ほうじょ）容疑で、聴覚障害者の50代の男＝大阪市西成区＝を書類送検した。

標章を他人に使わせたとして障害者本人を摘発するのは府警では初めて。男は標章を紛失したとして6回再交付を受けており、同署は紛失分についても不正がなかったか調べる方針。

書類送検容疑は昨年4月、自身が交付を受けた標章を知人の自営業の男（54）＝同市

城東区＝に渡して不正に使わせたとしている。

同署によると、障害者の男は「知人には買い物や通院で車に乗せてもらうなど、世話になっていたので渡した」などと容疑を認めているという。

自営業の男については、他人の標章を不正使用したとして、偽計業務妨害容疑で同署が9月に逮捕していた。

障害児にホースセラピー 心身の変化に手応え 鹿児島市・落穂会



南日本新聞 2016年11月14日
職員の呼びかけに応じ、ポニーの上で両手を左右に広げる馬場宥伸君＝7日、鹿児島市本名町

馬と触れ合うことで心身のバランスを整える「ホースセラピー」が今年6月から、鹿児島市の社会福祉法人「落穂会」で本格的に始まっている。主に知的障害のある子供たちが「放課後等デイサービス」として利用しており、県内では珍しい取り組み。関係者らは「落ち着きが生まれた」「順番を理解できた」といった子供の変化を実感している。

鹿児島市本名町にある「あさひが丘乗馬倶楽部（くらぶ）シュバル」。職員4人に手助けされ、セラピーを受ける鹿児島養護学校小学部2年の馬場宥伸君がポニーにまたがった。

「顔はまっすぐ」「姿勢を意識して」。1回の乗馬は約15分間。馬場君は週1回程度、利用する。職員の呼びかけに応じ、馬に乗ったまま両腕を広げたり、両手を頭の上ののせたりしている。

「馬はかわいい。背中に乗って歩いている時が一番楽しい」と馬場君。チーフ支援員の大迫雄介さん（33）は「日常生活の中で転びがちだったが、姿勢が良くなり解消された。学校の授業中も、いすに長く座れるようになったと聞いている」と手応えを語る。

スマホ経由、性被害の子ども 有害サイト遮断せず 神戸新聞 2016年11月15日



インターネット上に公開されている無料のフィルタリングアプリ
インターネットの交流サイトや無料通信アプリを通じ、性的な被害に遭う子どもが後を絶たない。背景には、有害サイトなどへの接続を遮断するスマートフォンの「フィルタリング」機能が活用されていない実態がある。兵庫県警が今年1～6月に摘発した事件の被害者32人（12～17歳）に確認したところ、同機能を設定していたのは1人だけだった。県警は「保護者も含め啓発を強化したい」としている。（初鹿野俊）

県警によると、サイトなどで知り合った18歳未満に性的画像を送らせたり、淫行したりしたとして、1～6月に容疑者が逮捕、書類送検された事件の被害者は40人。このうちスマホを利用して被害に遭った32人の保護者に協力を得て聞き取り調査を実施した。

結果は、31人がフィルタリング機能を使っていなかった。残る1人も同機能が設定されていない知人のスマホを利用して被害に遭った。未設定の理由は「特にない」が21人で最も多く、「不適切な利用はないと子どもを信用している」が6人、「設定の効果が不明」が3人－の順だった。

被害で目立つのが、容疑者の求めで裸などの写真を自ら撮影し、送信するケース。23人がこれに該当した。友人募集のサイトで同世代になりすまし、思春期の悩み相談を装っ

て言葉巧みに写真を送らせる手口もあった。その後「写真をばらまく」などと会うことを強要され、淫行（買春含む）された被害者も16人に上った。

18歳未満がスマホなどを利用する場合、携帯会社は、フィルタリングを提供するよう法律で義務づけられ、販売店による説明も県条例で定められている。しかし、県の調査によると、昨年度時点の利用率は約6割にとどまった。

県警は「子ども用のスマホを親名義で契約したため設定が見過ごされたり、子どもに頼まれて保護者が解除したりしているケースもある」と指摘。「被害の実態を知り、意識を高めてほしい」と呼び掛けている。

「LINE使えぬ」誤解が一因

兵庫県立大の竹内和雄准教授（生徒指導論）の話 フィルタリングを設定していない子どもが犯罪に遭いやすいのは全国的な傾向。無料通信アプリのLINE（ライン）が使えなくなる一因の誤解が広がっているのも一因だ。実際は設定していても使えるようになったが、知らない保護者は多い。小学生でも未利用のケースがあり、設定が当たり前になるよう社会で取り組む必要がある。

【携帯電話のフィルタリング機能】 性風俗や暴力、違法薬物などの犯罪性の強い内容を含むサイトへの接続を遮断するインターネット上のサービス。兵庫県条例では、18歳未満がスマホなどを購入する際は原則的に設定を義務付けている。フィルタリングアプリは販売店で設定してもらうか、自分で操作して設定もできる。各携帯電話会社の自社サービスのほか、接続できるサイトや時間帯を保護者の裁量で個別に設定できるものもある。

ゴム手袋のみ込み、入所者死亡 相模原の知的障害者施設 朝日新聞 2016年11月15日

相模原市緑区佐野川の知的障害者施設「藤野薫風」で、入所者の男性（42）が夕食中にゴム手袋のみ込んで窒息死していたことが施設や神奈川県警津久井署への取材でわかった。手袋は食事の介助時に使われているもので、署は詳しい状況を調べている。

署や施設を運営する社会福祉法人ラファエル会によると、男性は8日夜、施設の食堂で夕食をとった後、突然倒れて搬送先の病院で死亡が確認された。のどからゴム手袋が見つかり、司法解剖の結果、死因はゴム手袋を誤ってのみ込んだことによる窒息死だった。

夕食時、約60人の入所者のうち28人が食事をし、職員6人が介助にあたっていた。男性は支援の度合いが最も高い「区分6」の知的障害があり、食事の介助を必要としたという。

施設の佐藤晃事務長は「男性は物を口に含もうとするので、注意をしていたが、当時は施設内でのけんかなどに職員が気を取られていた。大事な命が失われたことを重く受け止めている。これまで使用前のゴム手袋を机の上に置いていたが、事故後は誤飲を防ぐために離れた場所に置くなど対策をとっている」と話した。（天野彩）

障害者差別解消条例と手話言語条例制定へ 宝塚市 神戸新聞 2016年11月15日

兵庫県の宝塚市は障害者差別解消に関する条例と、手話言語条例の制定を目指し、15日開会の市議会定例会に条例案を提出する。

障害者差別解消の条例案では差別を禁止し、市や市民、事業者の責務を明らかにした。有識者らでつくる調整委員会を設置。入店拒否など差別と思われる事案で、助言やあっせんをする。

あっせんに従わない場合は、市が必要な措置を勧告。正当な理由がなく勧告に従わなければ、事業者名などを公表する。対象は、個人を除き、行政機関や市内で事業を行う企業や団体。

今年4月に障害者差別解消法が施行されたことを受け、制定を決めた。同様の条例は県内で明石市に続き2例目。来年1月に一部を施行し、7月に完全施行を目指す。

また、手話言語条例案は、手話を「言語」と位置付け、理解促進や普及を図る。市の責務や、市民や事業者の役割を定めた。また、市が推進する施策として研修や情報発信、意思疎通支援などを記している。

宝塚ろうあ協会の申し入れを受け、条例制定を決めた。市によると、県内では神戸や明石、淡路市などで同様の条例を制定しており、阪神間では初。12月中の施行を予定している。(土井秀人)

社説 高齢者の運転 重大事故を起こす前に 朝日新聞 2016年11月15日

高齢ドライバーによる死亡事故が相次いでいる。

亡くなった方やその遺族はもちろん、人生の終幕近くで「加害者」となった側も、深い悲しみの中にいることだろう。やりきれなさがいっそう募る。

誰もが年をとれば衰える。本人が自覚してハンドルを握るのをやめるのが一番だが、現実はなかなか難しい。家族やまわりの者が小さな異変を感じとり、事故を未然に防ぐ道を一緒に話し合うことが大切だ。

横浜市では登校中の小学生の列に軽トラックがつかんだ。栃木県下野市や東京都立川市では病院帰りの車が近くにいた人をはねた。いずれも運転者は80歳を超えていた。

警察庁によると、車やバイクによる昨年の死亡事故のうち、75歳以上が運転していた割合は13%。免許保有者全体に占める割合は6%にとどまるのに、事故率が高いのが特徴だ。75歳以上の免許保有者数は、この10年間でおよそ倍に増えた。

3年に1度の免許更新時に認知機能を検査するしくみが、来春施行の改正道路交通法で強化される。75歳以上に簡単なテストをして「認知症の恐れあり」とされたら、医師の診断を義務づける。正式に診断が下れば免許取り消しになる。更新時以外でも、信号無視などの違反があれば同様の検査を課す。

まずはこの制度の運用を見守りたい。さらに必要があれば、免許更新の頻度を、年齢に応じて「2年に1回」「毎年」などと段階的に増やすことも考えられよう。

ただ、事故の原因は認知症にとどまらない。視野や注意力、反射神経の衰えなどもある。また、認知症の症状はまだらに現れることがあり、更新時の検査だけで把握するのは難しい。

時々親や親類の運転する車に乗ってみよう。ふらふらと車線をまたいでいるぞ、車体に傷が目立つな……。そんなシグナルが見つかるかもしれない。

運転をやめるように家族が求め、争いになる例もよく聞く。たとえば町内会などで一緒に講習会を受けるのも一案だ。医師や看護師、警察官など専門家の助言も早めに受けようになりたい。身内に言われるとしゃくに障るが、他人の言葉には耳を傾けるといっても少なくない。

社会全体の支えも必要だ。

公共交通機関の乏しい地方では、車がなければ生活がなりたたない。自動運転カーの実用化にはしばらく時間がかかりそうだ。予約制乗り合いバスや割引タクシーの充実などの施策を、さらに進める必要がある。

【主張】重大交通事故 制度強化で高齢者を守れ 産経新聞 2016年11月15日

悲惨な交通事故が続いている。12日には東京都立川市の病院で乗用車が歩道に乗り上げ、2人が死亡した。10日には栃木県下野市の病院で乗用車がバス停に突っ込み、3人が死傷した。先月28日には横浜市で軽トラックが小学生の列に突っ込み7人が死傷した。

運転していたのは、いずれも80歳以上の高齢者だった。13日にも、東京都小金井市と千葉県長南町で80歳代の運転者による交通死亡事故があった。

被害者が気の毒であることはもちろん、事故は加害者やその家族にとっても悲劇である。

高齢運転者を守るためにも、免許返納の制度強化など、仕組みを見直すことが急務である。

横浜の事件で87歳の運転者は、「どうしてあそこに行ったのか覚えていない」と供述しており、認知症の疑いがあるとされる。

現行の道路交通法では、75歳以上の免許更新時に認知機能検査を行い「認知症の恐れがある」とされても、交通違反がなければ免許の取り消しとはならない。

来年3月の改正道交法ではこの場合、医師の診断が義務づけられ、認知症と診断されれば免許停止か取り消しとなる。

だが、高齢者の事故原因は認知症だけではない。人間、誰でも年齢を重ねれば判断力や運動能力は低下する。判断力を欠けば、自身の能力低下に気づくこともできない。認知症に限ることなく、免許更新時に運転適応能力を診断する機会が必要であり、これに応じた免許の強制返納の仕組みも検討すべきだろう。

自動車メーカーは自動運転の新技術を開発しているが、この実用化をただ待つわけにはいかない。事故はまた今日、明日にも起きる可能性がある。

山間部などで自家用車は高齢者の貴重な生活の足となっている事実がある。自ら運転をしなくても一定の生活を維持することができるよう、自治体や社会全体で支えることが重要であるのは当然だ。ただ、そうした仕組みの構築を待つ間に新たな悲劇があつては、本末転倒である。

2025年には、団塊世代が70歳代後半にさしかかる。本来は自身で運転に不安を覚えれば免許を返納すべきである。家族が勧めてもいい。

新たな制度強化は、その機運を高める契機ともなるはずだ。

社説 介護報酬 「成果主義」は似合わない

毎日新聞 2016年11月15日

安倍晋三首相は、介護保険について、介護を必要とする高齢者の自立支援を中心にした制度へ転換することを表明した。「介護が要らない状態までの回復を目指す」。成長戦略を検討する政府の未来投資会議での首相の言葉だ。

高齢者の要介護度を改善させた介護サービス提供事業所の報酬を引き上げ、自立や回復に消極的な事業所の報酬を引き下げること検討するという。いわば「成果主義報酬」の導入である。

高齢化で膨張が続く介護費の抑制を図ろうというものだが、制度設計は簡単ではない。自立できそうな高齢者は事業所から歓迎され、自立が難しそうな人は敬遠されることにならないだろうか。どんなに自立支援に励んでも、加齢に伴って心身が衰えていくこと自体は避けられない。人生の最晩年にまで自立を求められる高齢者の心情を思うと、成果主義の導入は慎重に考えざるを得ない。

たしかに現在の介護報酬のあり方には問題がある。要介護度の高い人ほどサービス提供事業所への報酬は多く、要介護度が低くなると報酬が下がる。要介護度の高い人をベッドに寝かせきりにしている施設が高い報酬を得る一方で、質の高いサービスで要介護度を改善させた事業所は報酬が少なくなるのだ。

介護サービスによって高齢者の心身がどう変わったかという結果で報酬を決めること自体は間違っていない。しかし、改善の成果が介護サービスによるものか、高齢者本人や家族の努力によるものかわからない場合が多いのが実情だ。

このため現行制度は利用者の要介護度とともに、事業所の職員配置や有資格者の数などから報酬額を算定する方式が採用されている。客観的な数値を基に公平な報酬体系を重視する考え方からだ。

最近では障害者や幼児の福祉と一体的に高齢者の介護サービスを提供している事業所もある。介護保険にはない就労支援を障害者と共に体験したり、幼児と一緒に過ごしたりすることで要介護度が改善される例がある。成果を上げている事業所に独自の加算を付けている自治体もある。

福祉現場での多様な試みを支援し、その結果として要介護度の改善につなげることは大事だ。個々の高齢者や事業所の状況を把握しやすい立場にある自治体の取り組みにも大いに期待したい。

ただ、全国一律の介護保険の報酬体系に「成果」を反映させるのは、やはり容易ではない。

介護費抑制のために「成果」を求め、結果的に自立困難な高齢者が取り残されるのは本末転倒だ。高齢者本位の慎重な制度設計を求めたい。

社説 年金支給ルール変更／負担と給付改めて議論を 河北新報 2016年11月15日

年金支給額の抑制につながるルール変更を盛り込んだ法案の審議が衆院厚生労働委員会で今週、再開される。

政府は「将来世代の給付水準を確保するため」と意義を強調し今国会成立を目指す。野党は「年金カット法案だ」と反発。対決色を強める。

年金はその仕組みや支給額算定が複雑で分かりにくい。特に高齢者にとっては給付抑制という「痛み」が伴うだけに、その対策を含め政府には丁寧な説明が求められる。

公的年金制度は、現役世代が負担する保険料で毎年の給付の大半を賄う、高齢者への「仕送り」方式で運営されている。しかし今後、少子高齢化は一層進み、現役世代が細り負担は重くなるばかりだ。

そこで制度を安定運営するため「100年安心」をうたって2004年に行われたのが年金改革だ。負担が過重にならないよう保険料に上限を設け、その収入の中でやりくりをするため、一方で給付を抑制するルールを導入した。

そのルールの一つが、仕送りする現役世代の賃金と、高齢者の暮らしに直結する物価に連動し年金支給額が増減する仕組みである。法案はこのルールを21年度から変える。

現在は、賃金が物価以上に下がっても物価に応じた減額にとどめられ、物価が上昇し賃金が下落した時は据え置かれる。高齢者の暮らしに及ぶ影響を抑えるためだ。

見直し後はいずれも賃金下落幅に合わせて改定され、減額は今よりも大きくなる仕組みとなる。その点を捉えれば確かに年金カットといえる。

だが、デフレ下で実質賃金のマイナスが続く中、現行ルールの「副作用」が起きている。現役世代の手取り収入に対する支給水準が04年に59.3%だったのが、14年度には62.7%に上昇した。

このまま高止まりすれば、現役世代、将来世代にしわ寄せが及び、将来の年金水準の低下を招く。後の世代が「痛み」を被りかねないのだ。

仕送りする側が苦しいときは、受け取る側も痛みを分かち合い将来に備える。それがルール変更の狙いである。仕送り方式である以上、痛みを世代間で分かち合うのは、やむ得ないことではないか。

ただ問題は、年金の多い人だけでなく低年金者の給付も抑えられる点だ。法案には少子高齢化に伴い賃金・物価上昇時に支給を抑制する「マクロ経済スライド」の強化もある。低年金の人にさらにのしかかる痛みをどう抑えるか。

対策として、政府は消費税10%増税時に実施予定の年6万円の給付金支給を挙げる。だが、それで十分か。低年金者の暮らしを守るため、高齢者の働き方改革、医療や介護の負担を含め、広く手だてを議論する必要がある。

野党は反対のための反対に陥ってはならない。仕送り方式の功罪を含め、負担と給付の在り方を巡る建設的な議論につながることを望みたい。

